

# 宿泊約款

## (本約款の適用)

- 第一条 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとし、
2. 当館は前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

## (宿泊引受けの拒絶)

- 第二条 当館は次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
- ① 宿泊中の申し込みが、この約款によらないものであるとき。
  - ② 満室(員)により客室の余裕がないとき。
  - ③ 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは、善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
  - ④ 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - ⑤ 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
  - ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
  - ⑦ 新潟県旅館業者の衛生措置の基準等に関する条例第9条の規定する場合に該当するとき。

## (氏名等の明告)

- 第三条 当館は宿泊日に先立つ宿泊の申し込み(以下「宿泊予約の申し込み」という)をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
- ① 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
  - ② その他当館が必要と認めた事項

## (予約金)

- 第四条 当館は宿泊予約の申し込みをお引受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日を超える場合3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
2. 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

## (予約の解除)

- 第五条 当館は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、団体客(ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ)の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に当館が宿泊予約の申し込みをお引受けした場合には、そのお引受けした日)における宿泊人数の10%にあたる人数(端数が出た場合には切り上げる)についてはこの限りではありません。

## 違約金申し受け規定

- ① 一般客
    - イ 宿泊日の2日前に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の30%
    - ロ 宿泊日の前日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
    - ハ 宿泊日当日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%
  - ② 団体客
    - イ 宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%
    - ロ 宿泊日の前日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
    - ハ 宿泊日当日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
2. 当館は宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金は戴きません

- 第六条 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- ① 第二条、第3号から第7号までに該当することとなったとき。
  - ② 第三条、第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
  - ③ 第四条、第1号の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払いがないとき。
2. 当館は前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

## (宿泊の登録)

- 第七条 宿泊者は宿泊日当日、当館のフロントオフィスにおいて次の事項を当館に登録してください。
- ① 第三条、第1号の事項
  - ② 外国人にあっては旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
  - ③ 出発日及び時刻
  - ④ その他当館が必要と認めた事項

## (チェックアウトタイム)

- 第八条 宿泊者が当館の客室をおかけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。

## (営業時間等)

- 第九条 当館施設の営業時間は次のとおりとします。
- |           |    |               |
|-----------|----|---------------|
| ① 食堂      | 朝食 | 午前7時から午前8時30分 |
|           | 夕食 | 午後6時から午後7時30分 |
| ② 浴場      |    | 午後3時から翌日午前8時  |
| ③ 売店      |    | 午前7時から午後8時30分 |
| ④ 洗濯室     |    | 24時間営業        |
| ⑤ 自販機コーナー |    | 24時間営業        |

## (料金の支払い)

- 第十条 料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、クレジットカード若しくはクーポン券により、宿泊者の出発の際又は当館が請求したとき当館のフロントオフィスにおいて行っていただきます。
2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## (利用規則の厳守)

- 第十一条 宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## (宿泊継続の拒絶)

- 第十二条 当館はお引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。
- ① 第二条、第3号から第7号までに該当することになったとき。
  - ② 前条の利用規則に従わないとき。

## (宿泊の責任)

- 第十三条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館のフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室を空けたときに終わります。
2. 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

